

令和7年度

産山村物価高騰生活者臨時支援商品券事業

— 取扱事業所の手引き —

R7 物価高騰生活者臨時支援

産山村 商品券

当店で使えます！

取扱店

【使用期間】
令和8年2月13日(金)から
令和8年5月31日(日)まで

産山村役場 企画振興課 ☎0967-25-2211

産山村役場 企画振興課

1 事業概要

産山村内及び阿蘇市内の対象店舗のみで利用可能な商品券を産山村民に発行し、食料品等の物価高騰に直面する村民の生活負担の軽減を支援します。

2 商品券

(1) 名称

『R7産山村物価高騰生活者臨時支援商品券』



(2) 利用期間

令和8年2月13日から令和8年5月31日まで

※有効期限(令和8年5月31日)を過ぎた未使用の商品券の使用及び換金はできませんので、ご注意ください。

(3) 使用方法

参加店舗において、現金と同等にて使用可能です。ただしお釣りは出さないようお願いいたします。また、交換、転売その他の現金化を行うことはできません。

(4) 使用できないもの

- ① 出資、税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、水道、電話料金、家賃、地代及び駐車料等債務の支払い
- ② 有価証券、電子マネー、商品券(ただし、本事業の実施要綱を遵守し利便性を高めるために発行するものとして産山村が認めたものを除く。)、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- ④ 保険診療対象となる医療費の支払い
- ⑤ 介護保険の対象となるサービス費の支払い
- ⑥ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑦ 土地・家屋等の不動産、車・金などの資産性の高いものの購入

⑧ 特定取引に対する前払いのうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和8年5月31日を越えるものの支払い

⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに係る支払

⑩ その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券利用対象として産山村が適当と認めないもの

(5) 商品券取扱についての注意

見本券やコピーではないか確認し、使用された商品券の裏面には必ず受領店舗名、個人事業者場合は代表者名の記載をお願いします。(ゴム印でも手書きでも可)

この商品券では、人件費や機械経費などが入る修繕や工事等は対象となりません。ただし、砂利や生コン、木材などの原材料の購入等は対象となります。

3 取扱店

(1) 対象事業者

産山村内及び阿蘇市内に店舗を構える商工業者で産山村役場 企画振興課に「参加店登録申請書兼誓約書」を提出し登録した者。承認された取扱店にポスター及び取扱店事業者証を発行します。

(2) 申込方法

「参加意向調査・登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し事業所ごとに、産山村役場 企画振興課へ申し込みをお願いします。

不参加の場合も、不参加で提出ください。

(3) 申込受付期間

令和8年1月21日～令和8年2月3日まで

4 換金(請求)

(1) 換金(請求)

換金(請求)は、産山村役場企画振興課及び阿蘇市内の対象金融機関において、換金が可能です。産山村役場に請求する場合と金融機関で換金する場合とで方法が異なりますのでご注意ください。役場に請求の場合は、振込までにお時間をいただきます。

金融機関で換金の場合は、原則その日のうちに、口座に入金が可能です。

※換金対応金融機関(予定)

【肥後銀行】 宮地支店 ☎ 0967-22-0518 内牧支店 ☎0967-32-0541

【熊本銀行】 阿蘇支店 ☎ 0967-32-0735 宮地支店☎ 0967-22-0521

(2) 換金(請求)方法

① 産山村役場企画振興課で請求する場合

下記書類を持参のうえ、請求してください。請求書受領後、1ヶ月以内にご指定の口座へ請求金額をお振込みします。

- 取扱店事業者証
- 請求書様式①(産山村役場請求用)**
- 使用済商品券
- 通帳及び通帳の写し

(対応時間)

平日 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝祭日除く)

(対応窓口)

産山村役場 企画振興課

② 対象金融機関で換金する場合

下記書類を持参のうえ、換金してください。

- 取扱店事業者証
- 請求書様式②(金融機関換金用)**
- 使用済商品券
- 振込依頼書(他行振込の場合)
- 通帳及び入金伝票

(対応時間)

平日 午前9時～午後3時(土日・祝祭日除く)

※入金伝票及び振込依頼書は各金融機関窓口にて準備しております

※他金融機関への振込の際は振込手数料が発生します。振込手数料は取扱店様のご負担となり、当日支払いとなります。後日支払いは出来かねますのでご了承ください。

(例)肥後銀行で肥後銀行の口座に振込 手数料不要

肥後銀行で熊本銀行の口座へ振込 手数料必要

※他金融機関への振込の場合は、金融機関の翌営業日以降の入金となります。

※1日に1,000枚を超える持込みの場合は、金融機関の翌営業日の入金になります。

また、1,000枚未満の持込みであっても、混雑状況によっては翌営業日の入金をお願いするケースもございますので予めご了承ください。

※閉店間際のお振込は、翌営業日の入金となる場合もございます。

※請求書様式①②については、産山村役場 企画振興課より1部配布致しますので、

コピーしてご利用下さい。産山村のホームページからもダウンロード可能です。

金融機関の窓口にも備え付けがございます。

(3) 換金(請求)期間

令和8年2月16日(月)～令和8年6月30日(火)

(4) 換金(請求)時の注意事項

- ・商品券裏面に受領店舗名及び代表者名(個人事業者のみ)が無い場合は換金できません。(ゴム印でも手書きでも可)※法人は代表者名省略可
- ・商品券をホッチキス・テープでまとめるのは厳禁。必ず切り離した状態にして下さい。ただし、輪ゴムやクリップ等でまとめるのは可。
- ・換金(請求)期限を過ぎた請求は、いかなる理由があっても一切受け付けられません。最終換金(請求)期限は、**令和8年6月30日(火)**となりますので、請求漏れがないようご注意ください。
- ・換金指定の金融機関から他の金融機関に振込まれる場合、金融機関の規定に則った本人確認が必要になります。必要書類等は事前にお問い合わせください。

5 問合せ先

商品券、役場での換金(請求)に関するお問い合わせ

- ・産山村役場 企画振興課 ☎0967-25-2211

換金対応金融機関

【肥後銀行】 宮地支店 ☎ 0967-22-0518 内牧支店 ☎0967-32-0541

【熊本銀行】 阿蘇支店 ☎ 0967-32-0735 宮地支店 ☎ 0967-22-0521

6 事業フロー図

